

(別紙)

争点1-1に関する当事者の主張(原告制作物1と被告制作物1)

	原告の主張	被告の主張
原告の著作権	原告制作物1は、写真の著作物であり、原告は、職務著作としてその著作権を有する。	原告制作物1の著作物性は認められる。原告が著作権者であることは不知。
播磨喜水の著作権侵害行為	播磨喜水は、原告制作物1に依拠し、有形的に複製して被告制作物1を制作した(複製権侵害)。播磨喜水は、被告制作物1を頒布する(頒布権侵害)とともに、ウェブサイト等にアップロードした(複製権侵害、公衆送信権侵害)。	播磨喜水が、原告制作物1を利用して、被告制作物1を制作したこと、被告制作物1を頒布したこと、ウェブサイト等にアップロードしたことは認める。上記各行為が著作権侵害を構成することは争う。
播磨喜水の故意過失	播磨喜水は、原告制作物1に依拠して被告制作物1を制作しており、著作権侵害について故意又は過失がある。	争う。
播磨喜水の行為による損害の発生	原告制作物1の制作費用が108万円(税込)であることなどに鑑みると、著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、108万円を下らない。	否認ないし争う。

(別紙)

争点1-1に関する当事者の主張(原告制作物2と被告制作物2)

	原告の主張	被告の主張
原告の著作権	原告制作物2は、編集著作物であり、原告は、職務著作としてその著作権を有する。	原告制作物2の著作物性は認められる。原告が著作権者であることは不知。
播磨喜水の著作権侵害行為	別紙対照表2のとおり、播磨喜水は、原告制作物2に依拠し、有形的に再製して被告制作物2を制作し、顧客に頒布した(複製権、頒布権侵害)。	否認ないし争う。 原告制作物2で用いられている手法は特段目新しいものではなく、また、原告制作物2と被告制作物2とは、基調となる色彩等に顕著な相違がある。
播磨喜水の故意過失	播磨喜水は、原告制作物2に依拠して被告制作物2を制作しており、著作権侵害について故意又は過失がある。	争う。
播磨喜水の行為による損害の発生	原告制作物2の制作費用が200万8800円(税込)であることなどに鑑みると、著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、208万8800円を下らない。	否認ないし争う。

(別紙)

争点1-1に関する当事者の主張(原告制作物3と被告制作物3)

	原告の主張	被告の主張
原告の著作権	原告制作物3は、編集著作物であり、原告は、職務著作としてその著作権を有する。	否認ないし争う。 原告制作物3のプログラム・ソースコードは原告が制作したものではない。また、原告制作物3全体のレイアウト及びページ構成は、ありふれたものであって創作性を欠き、著作物性を有しない。 また、原告制作物3の著作権は、播磨喜水(したがって被告)に帰属する。
播磨喜水の著作権侵害行為	別紙対照表3のとおり、播磨喜水は、原告制作物3に依拠し、有形的に再製して被告制作物3を制作した(複製権侵害)。播磨喜水は、被告制作物3をホームページとして公開した(公衆送信権侵害)。	否認ないし争う。 原告が類似すると主張する部分は、ホームページの性質上不可避のものであるか、ありふれたものであり、当該共通部分の存在をもって、類似しているとはいえない。また、画像の撮影手法については、顕著な相違もある。商品説明については、仮に著作物性が認められるとしても、原告と播磨喜水とが共同で制作したものであり、播磨喜水はこれを使用する権利を有する。
播磨喜水の故意過失	播磨喜水は、原告制作物3に依拠して被告制作物3を制作しており、著作権侵害について故意又は過失がある。	争う。
播磨喜水の行為による損害の発生	原告が原告制作物3の管理等の業務を月額32万4000円(税込)の報酬で行っていたことなどに鑑みると、著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、平成29年11月1日から被告制作物3が削除されるまで月額32万4000円を下らない。	否認ないし争う。

(別紙)

争点1-1に関する当事者の主張(原告制作物4と被告制作物4)

	原告の主張	被告の主張
原告の著作権	原告制作物4は、写真の著作物であり、原告は、職務著作としてその著作権を有する。	原告制作物4の著作物性は認められる。原告が著作権者であることは不知。
播磨喜水の著作権侵害行為	別紙対照表4のとおり、播磨喜水は、原告制作物4に依拠し、これに酷似した写真を撮影して被告制作物4を制作した(翻案権侵害)。	否認ないし争う。 原告制作物4と被告制作物4との間には顕著な相違点が存在する。
播磨喜水の故意過失	播磨喜水は、原告制作物4に依拠して被告制作物4を制作しており、著作権侵害について故意又は過失がある。	争う。
播磨喜水の行為による損害の発生	原告制作物4の制作費用が21万6000円(税込)であることなどに鑑みると、著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、21万6000円を下らない。	否認ないし争う。

(別紙)

争点1-1に関する当事者の主張(原告制作物5と被告制作物5)

	原告の主張	被告の主張
原告の著作権	原告制作物5-1の写真部分は写真の著作物、文章部分は言語の著作物であり、原告は、いずれについても、職務著作としてその著作権を有する。 原告制作物5-2の写真部分は写真の著作物、文章部分は言語の著作物であり、いずれについても、原告は、職務著作としてその著作権を有する。	原告制作物5-1について、その著作物性は認め、原告が著作権者であることは不知。 原告制作物5-2について、否認する。
播磨喜水の著作権侵害行為	播磨喜水は、原告制作物5-1及び5-2に依拠し、有形的に再製するなどして、被告制作物5を制作した(複製権、翻案権侵害)。	播磨喜水が、原告制作物5-1及び5-2を利用して被告制作物5を制作したことは認める。 しかし、上記各行為が著作権侵害を構成することは争う。
播磨喜水の故意過失	播磨喜水は、原告制作物5-1及び5-2に依拠して被告制作物5を制作しており、著作権侵害について故意又は過失がある。	争う。
播磨喜水の行為による損害の発生	原告制作物5-1の制作費用が16万2000円(税込)、原告制作物5-2の制作費用が43万2000円(税込)であること、被告制作物5を4店舗で利用していることなどに鑑みると、著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、237万6000円を下らない。	否認ないし争う。